

第2回 家具・紙等業界における合法伐採木材等の円滑な流通・利用促進協議会 議事要旨

開催日時	2024年2月29日（木）10:00～10:45
開催場所	経済産業省会議室 及び オンライン
出席者	【協議会委員】 一般社団法人 日本オフィス家具協会 一般社団法人 日本家具産業振興会 一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会 一般社団法人 日本窯業外装材協会 一般社団法人 日本DIY・ホームセンター協会 一般社団法人 全国建具組合連合会 一般社団法人 全国木質セメント板工業会 家具経済同友会 日本製紙連合会 日本洋紙代理店会連合会 【オブザーバー】 林野庁 林政部 木材利用課 国土交通省 住宅局 住宅生産課 木造住宅振興室 経済産業省 製造産業局 素材産業課 【事務局】 経済産業省 製造産業局 生活製品課 株式会社矢野経済研究所
議事	1. 開会 2. 事務局説明 3. 意見交換 4. 閉会
主な意見	《家具業界》 ・ 合法性確認について、クリーンウッド法とグリーン購入法の2つのルールで確認する場合、事業者の事務負担が大きくなるため、両者の管理の仕方を極力同じにするよう、引き続き検討して欲しい 《紙業界》 ・ 登録制度について、改正になった場合に義務化をするということだが、登録という行為は今後も続くのか。 《建材業界》 ・ 追加する対象物品として、修正後では「戸およびその枠」となっているが、ここに「木材を使用した」という言葉を加えて欲しい。「戸」と「枠」を別個にして、「戸のうち部材に木材を使用したもの」「戸の枠のうち、基材に木材を使用したもの」として欲しい。 ・ 「戸」に関して、クリーンウッド法対象となる「部材」と対象外の「部品」の記述については、運用面を考慮すると、対象となる部材を詳細に記載した案1の方が適切であると考ええる。